

延壽館ホテル女中の労働争議

- 一、名 稱 合資會社延壽館ホテル
- 二、所 在 地 福岡縣筑紫部二丁目町武藏温泉
- 三、事 業 種 類 料理並旅館營業
- 四、資 本 金 拾萬圓
- 五、代 表 者 三 條 夕 子
- 六、從 業 員 數 女中十八名
- 七、争議參加員數 女中十五名
- 八、争議發生年月日 昭和十二年七月七日
- 九、同 解決年月日 同 年七月九日
- 十、發 生 原 因

同館の女中一同は日頃より榎場石津次郎の言動に不満を有し寄々協議中の處七月七日午前三時館主に對し榎場の解雇を主

十六、要求事項

服とする待遇改善の要求書を提出したるに因る

- 1、榎場石津次郎を延壽館より即時解雇すること
- 2、月一回公休日を嚴守すること
- 3、月給を必ず手交すること
- 4、女中に對する祝儀を女中の權限とすること
- 5、祝儀の二割を一割に減額すること
- 6、主人と女中との間に親みを作ること
- 7、盜難ありたる場合女中は宿泊料の責任を持たぬこと
- 8、若し主人の自由意思により女中を解雇する場合は本人に對し難避を付けざること
- 9、解雇されたる場合は同區域内何れに働くも異存なきこと
- 10、事件解決と同時に女中を一人たりとも解雇せざること、若